

第16期 第36回 豊見城市農業委員会 総会

1 日時： 令和2年 5月27日(水) 午後1時30分～午後2時03分

2 場所： 豊見城市役所 3階第3会議室

3 出席農業委員数： 8 名

1番 (会長)	瀬長 澄子	出席
2番 (職務代理)	當銘 博	出席
3番	金城 敏満	出席
4番	宮里 由美子	出席
5番	名嘉眞 朝仁	出席
6番	本底 広彦	出席
7番	上原 啓一	出席
8番	當間 康由	出席

総会に参加した農地利用最適化推進委員 (※推進委員は出席委員数にカウントしない)		
東部地区		
西部地区		

4 欠席農業委員数： 0 名

5 農業委員会事務局職員

局 長：浜本 亨 班 長：赤嶺 文隆

主 査：仲宗根 翔 主任主事：大城 匠人

6 議事録署名委員： 當銘 博 ・ 金城 敏満

7 現場調査日時： 令和2年5月25日(月) 午後3時～午後4時30分

8 現場調査数： 6 件

9 付議すべき案件

報告第 221 号	農地転用後の利用状況の報告について
報告第 222 号	転用許可に係る工事の進捗状況報告について
報告第 223 号	転用許可に係る工事の完了報告について
報告第 224 号	一時転用承認に係る工事の復元完了報告について
報告第 225 号	現況証明願について
報告第 226 号	農地法許可の取消し願について
報告第 227 号	農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について
報告第 228 号	農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について
議案第 119 号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第 120 号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第 121 号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
協議第 36 号	農用地利用集積計画の作成に係る意見決定について

10. 会議の内容

- 会長 第16期豊見城市農業委員会第36回総会を開会いたします。
- (午後1時30分) 開会
- 会長 本日の議事日程は、お手元にお配りのとおりです。
会期は、本日1日限りといたします。
本日の出席委員は8名中8名で、豊見城市農業委員会会議規則第11条の規定により定足数に達しておりますので、総会は成立します。
次に議事録署名委員について、豊見城市農業委員会会議規則第13条の規定に基づき、本日の議事録署名委員に、第2番委員の當銘博委員と第3番委員の金城敏満委員のお二人、また会議書記に浜本事務局長及び仲宗根主査をお願いいたします。
本日提案された議案等についての現場調査を行ってから審議に入る予定でしたが、新型コロナウイルス対策で、今回は事務局職員で調査を行っております。事務局の説明をお願いいたします。
- 事務局 それでは議案書の日程をめぐって、現場調査一覧を確認ください。今回4条及び5条の転用許可申請で提出されたのが6件です。こちらに関して現場確認をいたしまして、6件全て現時点で休耕状態で、違反転用等は今現在、見受けられませんでした。また、周辺地の影響等につきましては、各申請の排水処理計画（既存側溝への排水や浄化槽設置等）や、あとは境界線等の被害防除策等により、特に問題ないと考えられます。
報告は以上です。
- 会長 ありがとうございます。
では、これより報告案件に入ります。初めに報告第221号について、事務局の説明をお願いいたします。
- 事務局 それでは議案書の2、3ページをお開きください。
報告第221号「農地転用後の利用状況の報告について」
10件ございました。内容を確認の上、県知事へ進達を済ませておりますのでご報告いたします。
以上です。
- 会長 ただいまの報告第221号について質疑を許します。質疑のある方は挙手して質

疑をお願いいたします。

特に質疑ないようですので、進行してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長 では、次に報告第 222 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案書の 5 ページをお開きください。
報告第 222 号「転用許可に係る工事の進捗状況報告について」
2 件ございました。内容を確認の上、県知事へ進達を済ませておりますのでご報告いたします。
以上です。

会長 報告第 222 号について質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。
進行してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長 では、次に報告第 223 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案書の 7 ページをお開きください。
報告第 223 号「転用許可に係る工事の完了報告について」
1 件ございました。内容を確認の上、県知事へ進達を済ませておりますのでご報告いたします。
以上です。

会長 ただいまの報告第 223 号について質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。
特にないようですので、進行してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長 では、報告第 224 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案書の 9 ページをお開きください。

報告第 224 号「一時転用承認に係る工事の復元完了報告について」

1 件ございました。内容を確認の上、報告書を受理いたしましたのでご報告いたします。

以上です。

会長

ただいまの報告第 224 号について質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。

特にないようですので、進行してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長

では、次に報告第 225 号について、事務局の説明をよろしくお願いいたします。

事務局

それでは議案書の 11、12 ページをお開きください。

報告第 225 号「現況証明願について」

8 件ございました。内容を確認の上、証明発行いたしましたのでご報告いたします。

以上です。

会長

ただいまの報告第 225 号について質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。

特に質疑ないようですので、進行してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長

では、次に報告第 226 号について、事務局の説明をよろしくお願いいたします。

事務局

それでは議案書の 14 ページをお開きください。

報告第 226 号「農地法許可の取消し願について」

2 件ございました。内容を確認の上、県知事へ進達を済ませておりますのでご報告いたします。

以上です。

会長

ただいまの報告第 226 号について質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。

進行してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長 では、次に報告第 227 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案書の 16 ページをお開きください。
報告第 227 号「農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について」
1 件ございました。事務局長専決により届出書を受理いたしましたのでご報告
いたします。
以上です。

会長 ただいまの報告第 227 号について質疑を許します。質疑のある方は挙手して質
疑をお願いいたします。
特に質疑ないようですので、進行してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長 では、次に報告第 228 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案書の 18 ページをお開きください。
報告第 228 号「農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について」
4 件ございました。事務局長専決により届出書を受理いたしましたのでご報告
いたします。
以上です。

会長 ただいまの報告第 228 号について質疑を許します。質疑のある方は挙手して質
疑をお願いいたします。
特に質疑ないようですので、進行してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長 では、次に議案第 119 号について審議します。事務局の説明をお願いいたしま
す。

事務局 それでは議案第 119 号について説明いたします。議案書の 20 ページをお開き
ください。

報告第 119 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」は、6 件の申請がございました。

整理番号 1 番につきまして、議案書の 23 ページをお開きください。申請のありました豊見城市字高安後原 949 番 1 につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われま

整理番号 2 番につきまして、議案書の 25 ページをお開きください。申請のありました豊見城市字上田東後原 91 番 1 につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われま

整理番号 3 番につきまして、議案書の 27 ページをお開きください。申請のありました豊見城市字保栄茂赤幸原 983 番につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われま

整理番号 4 番につきまして、議案書の 29 ページをお開きください。申請のありました豊見城市字保栄茂与那ノ田原 846 番につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われま

整理番号 5 番につきまして、議案書の 31 ページをお開きください。申請のありました豊見城市字保栄茂平志原 1010 番につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われま

整理番号 6 番につきまして、議案書の 33 ページをお開きください。申請のありました豊見城市字座安若知花原 2 番につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われま

以上です。

会長

事務局の説明が終わりました。議案第 119 号は 1 件ずつ審議します。それでは議案第 119 号の整理番号 1 番について審議します。整理番号 1 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。質疑なしと認めて、これより採決に移ってよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長

では整理番号 1 番について、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことから、許可することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

異議なしとのことですので、整理番号 1 番については許可することに決定します。

では、次に整理番号 2 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。

質疑なしと認めて、これより採決に移ってよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長

では整理番号 2 番について、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことから、許可することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

異議なしとのことですので、整理番号 2 番については許可することに決定します。

では、次に整理番号 3 番について質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。

これより採決に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長

では整理番号 3 番について、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことから、許可することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

異議なしとのことですので、整理番号 3 番については許可することに決定しました。

では、次に整理番号 4 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。

質疑なしと認めて、採決に移ってよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長

では整理番号 4 番について、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことから、許可することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

異議なしとのことですので、整理番号 4 番については許可することに決定します。

次に整理番号 5 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。

採決に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長

では整理番号 5 番について、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことから、許可することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

異議なしとのことですので、整理番号 5 番については許可することに決定しました。

では、次に整理番号 6 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。

8 番委員

休憩もらっていいですか。

会長

休憩します。

休憩 午後 1 時 48 分

再開 午後 1 時 50 分

会長

再開します。

これより採決に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長

では整理番号 6 番について、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことから、許可することにご異議ございませんか。

(異議なし)

会長 異議なしとのことですので、整理番号 6 番については許可することに決定します。
では、次に議案第 120 号について審議します。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案書の 35 ページをお開きください。
議案第 120 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」
1 件ございました。申請内容につきましては、記載のとおりとなります。それ
では申請案件について、ご説明します。
整理番号 1 番につきまして、41 ページをお開きください。申請のあった土地は、
翁長浜崎原 862 番 2、転用目的は駐車場。当該申請地は農地法第 4 条第 6 項各
号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。
議案第 120 号について説明は以上です。

会長 ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。
議案第 120 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑を
お願いいたします。
質疑なしと認めます。これより採決に移っていきます。
議案第 120 号について、農地法第 4 条第 6 項各号に該当しないことから、許可
相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんか。

(異議なし)

会長 異議なしとのことですので、議案第 120 号は許可相当として沖縄県知事へ進達
することに決定します。
次に議案第 121 号について審議します。事務局の説明をよろしくお願いいたし
ます。

事務局 それでは議案書の 43 ページをお開きください。
議案第 121 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」
5 件ございました。申請内容につきましては、記載のとおりとなります。それ
では申請案件について、ご説明します。
整理番号 1 番につきまして、49、50 ページをお開きください。申請のあった
土地は、保栄茂牛川原 571 番 1、同字山羊原 591 番 5 及び 591 番 1。転用目的
は車整備工場。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許
可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に整理番号 2 番につきまして、56 ページをお開きください。申請のあった土地は、翁長浜原 817 番 2、転用目的は車両置場。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。次に整理番号 3 番につきまして、59 ページをお開きください。申請のあった土地は、翁長浜原 817 番 3、転用目的は車両置場。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。整理番号 2 番と 3 番は隣接しており、一体利用となります。次に整理番号 4 番につきまして、66 ページをお開きください。申請のあった土地は、根差部東原 178 番 1、転用目的は駐車場。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。次に整理番号 5 番につきまして、69 ページをお開きください。申請のあった土地は、根差部東原 179 番 1、転用目的は駐車場。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。整理番号 4 番と 5 番は隣接しており、一体利用となります。議案第 121 号について説明は以上です。

会長

事務局の説明が終わりました。
まず整理番号 1 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してから質疑をお願いいたします。
質疑なしと認めて、これより採決に移りたいと思いますがよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長

では整理番号 1 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

異議なしとのことですので、整理番号 1 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定します。
では、次に整理番号 2 番と 3 番は関連しますので、一括して審議します。委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。
質疑なしと認めて、採決に移ってよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

整理番号 2 番と 3 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんか。

(異議なし)

会長

異議なしとのことですので、整理番号 2 番と 3 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定します。

では、次に整理番号 4 番と 5 番は一括して審議します。委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してから質疑をお願いいたします。質疑なしと認め、採決に移ってよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長

では、整理番号 4 番と 5 番については、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

異議なしとのことですので、整理番号 4 番と 5 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。

では、次に協議第 36 号について事務局の説明をお願いいたします。

事務局

それではお手元の議案の 71 ページをご覧ください。豊経建農第 112 号、令和 2 年 5 月 15 日付の文書でもって、豊見城市長より豊見城市農業委員会会長宛てに、農地利用集積計画の作成に係る意見決定について（照会）ということで文書が来ております。

内容としては、農用地利用集積計画を作成するので、豊見城市農業委員会の意見を求める内容となっております。

72 ページが、その農用地利用集積計画の案となっておりますので、こちらの説明については主管課であります農林水産課のほうから説明いたしますので、よろしくをお願いいたします。

農林水産課

こんにちは。農林水産課農政班、大城です。よろしく申し上げます。座って説明したいと思っております。

今回、基盤法に基づく利用権設定の申請が 1 件ございますので、説明したいと

思います。資料の 72 ページをお願いします。

貸手及び借手はご覧のとおりとなっております。利用権を設定する農地の地番は翁長 438 番 1、面積は 1,807 m²、設定する利用権は賃貸借権で、存続期間は公告日から令和 12 年 5 月 1 日となっております。賃借については、年額 5 万円を毎年 4 月末までに口座振込することとなっております。

以上でございます。

会長

ありがとうございます。では、協議第 36 号について説明が終わりました。委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。

(7 番委員挙手)

7 番委員

●●●●●さん、二十歳じゃないですか。

農林水産課

ごめんなさい、間違いですね。

会長

二十歳？

農林水産課

これは間違いです。訂正します。

7 番委員

以上です。

会長

ほかにいらっしゃいませんか。

では、これより採決に移ってよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長

協議第 36 号について、豊見城市長に対して適正であると回答することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

異議なしとのことですので、協議第 36 号については豊見城市長に対して適正であると回答することに決定いたします。

では以上をもちまして、本日提案の議事日程を全て終了いたしました。

委員の皆様には、提案された議事日程に対して真摯で丁寧なご意見とご審議を

いただきまして、ありがとうございました。
では、これで本日の農業委員会総会を終わります。

令和2年5月27日（水）
午後2時03分終了

議事録署名委員

会長

瀬長 澄子



2番委員

高 銘 博



3番委員

岡城 敏満

